



公示運賃が変わりました

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃の見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

新たな公示運賃

施行・令和7年9月26日

① 貸切バス事業者が国に届け出る運賃の基準額（公示運賃額）が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新基準額）

距離：1kmあたり単価（円）
時間：1時間あたり単価（円）

		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
距離	大型車	150	180	170	160	150	170	200	150	150	210
	中型車	130	160	150	140	130	140	170	130	130	180
	小型車	110	140	130	120	110	120	150	110	120	160
	コミューター車	100	120	120	110	100	110	130	100	100	140
時間	大型車	6,080	7,130	7,190	7,030	7,430	8,040	6,890	6,940	6,920	5,710
	中型車	5,130	6,020	6,070	5,930	6,270	6,790	5,820	5,860	5,840	4,820
	小型車	4,500	5,270	5,320	5,190	5,490	5,950	5,090	5,130	5,110	4,220
	コミューター車	4,010	4,700	4,740	4,630	4,900	5,300	4,540	4,570	4,560	3,760

※車種区分の定義

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車：車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コミューター車：車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

